

無料セミナー

主催 日本生命保険相互会社 渋谷支社

先着  
50名様

# 相続に強い税理士だから言える 正しい「遺言」の遺し方

## 講演内容

遺産の分け方で「相続税額」が変わることをご存知ですか？  
また、既に遺言を書かれている方は「相続税の納税」まで見据えた  
遺産の分け方となっていますか？このセミナーでは、「相続に強い  
税理士」だからこそ言える正しい遺言の遺し方について解説します。



## 中島 正裕 税理士

シーロムパートナーズ税理士法人  
代表社員

都市銀行顧問事務所で相続を中心とした  
資産税業務や外資系企業の税務監査を  
数多く手がけたのち、2000年に開業。中小  
企業を取り巻く諸問題に対し、経営者の立  
場に立った実践的なアドバイスを提供し好  
評を博している。現在は相続税を中心と  
した資産税業務および主にアジア圏での海  
外法人設立業務や海外投資のアドバイス  
業務などを事業の中心に据えて活躍中。

以下のような疑問、心配をお持ち  
の方は“是非”ご参加ください！

- 将来の相続(争族)が心配
- 遺言を作成しようと思っているが  
何から始めたら良いか解らない
- 効果的な遺言の作成テクニック  
を知りたい

## 日時

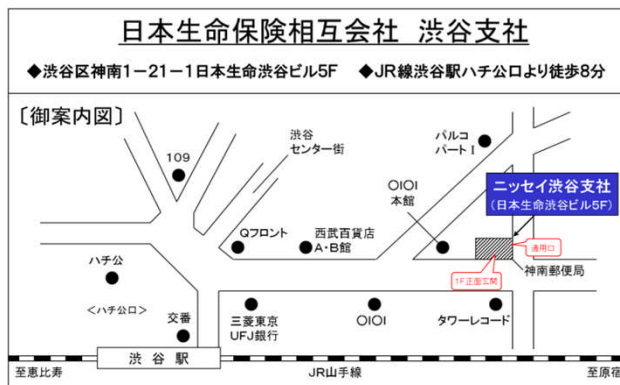
平成29年2月2日(木)  
17:00~19:00

## 場所

日本生命渋谷ビル 5F  
東京都渋谷区神南1-21-1

## 申込方法

申込書を担当職員へお渡しください。



【お問合せ先】TEL 03-3463-7229  
(日本生命保険相互会社 渋谷支社)

987-H28-158

申込用紙

相続に強い税理士だから言える正しい「遺言」の遺し方 日時：平成29年2月2日(木)

フリガナ		生年月日	西暦 S H	当社担当職員
お名前	(女・男)			
ご住所	〒 -	日中 連絡先	TEL	

日本生命(以下、当社)は、ご提供いただきましたお客様の個人情報を、次の①~③のとおり利用します。詳細については、当社ホームページの「個人情報保護方針」をご覧ください。  
①「当社からの、各種商品・サービス(関連会社・提携会社のものを含む)のご案内・提供」及び「当社の業務に関する情報提供・運営管理」に必要な範囲で利用します。  
②関連会社・提携会社である他の保険会社(以下、同社)の代理店として取扱う保険商品の提案に必要な範囲で、同社と共同利用することがあります。  
③取扱職員が同社と直接代理店契約を結んだ損害保険代理店である場合、取扱職員が取扱う保険商品の提案に必要な範囲で、同社と当該職員と共同で利用します。  
イベント開催にあたり、参加者名簿を作成させていただきます。